

R7取組実施プロセスシート

福祉部

No.	所管 部 課	総合計画		事業名	細事業名	取組名	取組の概要	年度目標	年度計画	進捗度	進捗状況及び課題	共同所管	
		分野別目標	施策										
1	福祉部	地域福祉課	3.安心安全を備えた川西の実現	8.福祉	地域福祉活動支援事業	地域福祉活動支援事業	老人福祉センターの暫定利用	令和6年度末で機能廃止する老人福祉センターについて、高齢者等の居場所として1年間に限り暫定的に利用します。	【4～3月】 令和8年度以降の居場所について、相談があれば随時対応し、活動場所確保の支援を行う。 施設の次の利活用に向け、備品の廃棄の手配等を行う。	12月頃：備品廃棄の見積依頼 随時：次の活動場所の相談等の対応	→	4月：暫定利用開始。特に問題なく使用されている。 活動の移行先となる可能性のある公民館(川西南・緑台・東谷・北陵)へ登録グループの受入依頼	
2	福祉部	地域福祉課	3.安心安全を備えた川西の実現	8.福祉	地域福祉活動支援事業	地域福祉活動支援事業	居場所機能を持った相談支援	子どもから若者、大人まで年齢・属性を問わず生きづらさを抱える人が居場所と感じられる場をつくり、様々な相談支援につなげます。	【4～9月の目標】(全体達成率：50%) ・事業を継続して実施し、事業実施初年度で見えてきた課題(居場所から相談機関へのつなぎや集中型居場所の実施)について協議を行う。 ・次年度に向けた事業実施方針を決定する。 ・具体的な「利用者像」、行きやすさ・利用しやすさ、持続的・安定的運営に必要な手法を検討し、R8からの実施方法に反映する。 【10～3月の目標】(全体達成率：100%) ・上半期の事業実施状況と次年度の事業実施方針に沿って予算要求を行う。 ・社会福祉審議会において、事業実施についての評価を行う。	4月～：委託契約締結、事業実施開始 5月～9月：これからの事業実施に向けて課題についての協議と事業実施方針の決定 10月：上半期の事業実施状況と協議してきた課題の整理、事業実施方針に沿った予算要求 3月：社会福祉審議会での事業実施についての評価	→	4月：委託契約を締結し、事業実施開始	
3	福祉部	障害福祉課	3.安心安全を備えた川西の実現	8.福祉	障害者総合支援事業	障害者総合支援事業	障がい者の就労促進	令和13年度に障がい者雇用・就労者数2,200人を達成するため、新たに創設する拠点と連携し、令和6年度以降に取り組む施策を検討します。 また、職場実習及び障がい者の短時間雇用に取り組み、障がい者の多様な働き方を進めます。	【4～9月の目標】(全体達成率：50%) 障がい者雇用・就労推進本部会議の開催 障がい者雇用・就労支援センター業務の評価の仕方を検討 市における短時間雇用の取組方針を検討 【10～3月の目標】(全体達成率：100%) 職場実習の実施(実習生1名) 就労支援センターの評価の仕方を決定 市における短時間雇用の取組方針を決定 令和8年度の採用に向けて、短時間雇用を募集	4月：新規施策及び就労支援センター業務の評価仕組み案を作成 6月：障がい者雇用・就労推進本部会議の実施 新規施策、就労支援センター業務の評価仕組みを検討 短時間雇用における現状、今後他部署への拡大を検討 8月：障がい者雇用・就労推進本部会議の実施 新規施策案の協議、実施計画提出 就労支援センター業務の評価仕組み案の検討 短時間雇用における他部署での採用方針を検討 10月：職場実習に向け募集。就労支援センターの評価仕組み案や短時間雇用における他部署での採用方針案をまとめる 11月：職場実習の実施 1月：庁内での短時間雇用の募集、面接 2月：障がい者雇用・就労推進本部の実施 就労支援センター業務の評価仕組みを決定 市における短時間雇用の取組方針を決定 3月：採用を決定。職場環境の整備	→	4月：商工会を訪問し、障がい者雇用促進の協力依頼 庁内雇用について、職員課と担当者レベルの情報共有	
4	福祉部	障害福祉課	3.安心安全を備えた川西の実現	8.福祉	障害者地域生活支援事業	障害者地域生活支援事業	オーダーメイド支援プラン作成の支援	親なき後の自立を支援するため、一人ひとりの今後を見据えた「オーダーメイド支援プラン」の作成を支援します。	【4～9月の目標】(全体達成率：50%) 障がい者団体等への説明会を実施 オーダーメイド支援プランを作成する(180件) 障がい者基幹相談支援センターによる評価 【10～3月の目標】(全体達成率：100%) オーダーメイド支援プランを作成する(220件) 障がい者基幹相談支援センターによる評価、課題抽出	4月：障がい者団体等への説明会を実施 5月：各相談支援事業所から順次作成開始 6月：基幹相談支援センターと支援プランの評価仕組みを協議 8月：基幹相談支援センターと支援プランの評価仕組みを決定 9月：基幹にて提出の支援プランの評価を実施、課題を抽出 随時各相談支援事業所へフィードバック 10月：上半期の作成状況を確認、課題の整理 3月：年間の作成状況を確認、課題の整理	→	4月：基幹相談支援センターへの説明を実施	
5	福祉部	障害福祉課	3.安心安全を備えた川西の実現	8.福祉	障害者地域生活支援事業	障害者地域生活支援事業	障がい者の雇用・就労支援拠点	一般就労(雇用)や福祉的就労を総合的に支援するワンストップ窓口である「川西市障がい者雇用・就労支援センター」で、就労に関する相談業務に加え、新たに企業など雇用先の開拓を実施します。	【4～9月の目標】(全体達成率：50%) 業務の引き続き完了 職場実習や、求人などを行ってもらう企業を新たに増やす：5件 【10～3月の目標】(全体達成率：100%) 障がい者雇用・就労ネットワークづくりを検討 職場実習や、求人などを行ってもらう企業を新たに増やす：5件	4月：基幹及び委託相談支援事業所の就労業務移管を行う 企業訪問、開拓を実施 月1回市とミーティングの実施、情報共有等を行う 9月：業務引継を完了、業務進捗状況を確認 10月：就労支援センターと障がい者雇用・就労ネットワークづくりを検討 12月：障がい者雇用・就労推進本部にて、ネットワークづくり案を提案、協議 2月：実績報告書の内容を協議、確定	→	4月：定期会議を実施。市の就労目標値の共有。年間の主要事業、4月の進捗状況を確認。企業訪問 3件、開拓 0件	
6	福祉部	介護保険課	3.安心安全を備えた川西の実現	8.福祉	地域介護予防・生活支援体制整備事業	地域介護予防活動支援事業	福祉・健康づくりのためのポイント事業	介護予防、認知症予防のための社会参加を促すとともに、健康づくりのきっかけとして歩くことに対してポイントを付与する事業を通年で実施します。	【4～9月の目標】(全体達成率：70%) ・委託事業者と協議を継続し、安定的にシステムを運用する。 ・事業周知につながる活動を継続し、新規登録者を増やす。 ・事業の実施状況にあわせ、介護保険運営協議会・生活支援体制整備部会で進捗状況等を協議する。 【10～3月の目標】(全体達成率：100%) ・委託事業者と協議を継続し、安定的にシステムを運用するとともに、利用者アンケートや利用実績による事業評価ができる。 ・事業の実施状況にあわせ、介護保険運営協議会・生活支援体制整備部会で進捗状況等を協議する。	通年：システムの運用。 事業周知と活動団体の募集。 委託事業者との定期的な情報共有と意見交換の実施。 5月：介護保険運営協議会・生活支援体制整備部会の実施。 7月～8月：スマートフォン講習会の実施。 7月：介護保険施設での介護予防ポイント付与に関する介護保険事業者との調整。 8月：介護保険運営協議会・生活支援体制整備部会の実施。 11月：介護保険運営協議会・生活支援体制整備部会の実施。 2月：利用者アンケートの実施。 介護保険運営協議会・生活支援体制整備部会の実施。 3月：実績、利用者アンケートをふまえ、事業評価を行う。	→	4月：委託事業者と運用に関する協議と、活動団体登録を引き続き実施。 4月末時点アプリ登録者3,938名。介護予防ポイント団体登録558団体、1,432活動、ポイント獲得者数2,427名。	保健センター・予防歯科センター

R7取組実施プロセスシート

福祉部

No	所管 部 課	総合計画		事業名	細事業名	取組名	取組の概要	年度目標	年度計画	進捗度	進捗状況及び課題	共同所管	
		分野別目標	施策										
7	福祉部	介護保険課	3.安心安全を備えた川西の実現	8.福祉	サービス・活動事業	サービス・活動事業	訪問型支えあい活動に対する補助の拡充	高齢者の生活環境の向上、住民による助け合い活動の充実を図るため、車両を利用した移動支援等に取り組む地域に対して補助を行い、生活支援サービスを充実させる。	【4～9月の目標】(全体達成率:70%) ・事業拡大にあわせ、新たな補助金要綱を策定し、補助金申請に関する関係団体への説明と、受付、交付を行う。 ・新たに車両を利用した移動支援等を開始する地域団体に対する立ち上げ支援を行う。 ・既存活動団体の生活支援サービスを拡充させる。 【10～3月の目標】(全体達成率:100%) ・車両を利用した移動支援等が立ち上がる。 ・既存活動団体の生活支援サービスを拡充させる。 ・事業の実施状況にあわせ、介護保険運営協議会・生活支援体制整備部会、活動団体、関係機関で進捗状況等を協議する。	4月:補助金要綱策定。 4月～9月:新たに車両を利用した移動支援等を実施しようとする団体と立ち上げに向けた継続的な協議を行う。 ・既存活動団体の生活支援サービスの拡充等の協議を行う。 5月:・介護保険運営協議会・生活支援体制整備部会と訪問型支えあい活動活動者交流会で事業拡充を説明。交流会では、移動支援の検討が進んでいない地域に対して、現在の取組の紹介など啓発を行う。 ・訪問型支えあい活動補助金申請受付を開始。 6月:訪問型支えあい活動補助金交付を開始。 8月:介護保険運営協議会・生活支援体制整備部会の実施。 10月～12月:車両を利用した移動支援等が立ち上がり活動開始させる。 ・既存活動団体の生活支援サービスを拡充させる。 11月:訪問型支えあい活動者交流会、介護保険運営協議会・生活支援体制整備部会の実施。 3月:介護保険運営協議会・生活支援体制整備部会の実施。	→	4月:補助の拡充に向け、要綱改正の準備と、市長・副市長協議を実施するとともに、県陸運部との意見交換や、車両を利用した移動支援の立ち上げを検討する団体との協議を実施。	
8	福祉部	介護保険課	3.安心安全を備えた川西の実現	8.福祉	介護保険総務管理事業	介護保険総務管理事業	通所系サービスの送迎業務の共同委託の実証実験	介護職員の負担軽減や業務効率化のため、通所介護事業所の送迎業務を共同化するための実証実験を行い、持続可能な共同送迎業務を構築する。	【4月～9月の目標】(全体達成率:80%) 実証実験を実施する。 【10月～3月の目標】(全体達成率:100%) 実施結果を分析し実現可能性が見込めれば、市長協議を経て、本格導入に向けた予算要求を行う。 ・令和8年度、共同送迎業務の実用化に向け、運営団体と調整を行う。	4月:委託契約締結、運行団体の選定(運行団体の選定は3月下旬から実施)、参加事業所の決定 5月:選定した運行団体に合わせて実証実験の体制を構築、共同送迎で送迎する利用者の決定、ドライバー募集 6月:運行ルールの調整・協議、運行団体と参加事業所における各種契約締結、運営スタッフ・ドライバー研修、送迎計画作成 7月:実証実験、本格導入に向けた実施計画(仮)提出 8月～9月:評価、評価結果を基に部内協議を行い、本格導入に向けた方向性を検討する。 10月:実現可能性が見込める場合、企画財政部協議、市長協議を経て予算要求を行う。 11月～3月:令和8年度、共同送迎業務の実用化に向け、運行団体と調整を行う。	→	4月:委託契約締結、運行団体候補法人等の調整、スケジュール作成等の実証実験に向けた準備	
9	福祉部	介護保険課	3.安心安全を備えた川西の実現	8.福祉	介護保険総務管理事業	介護保険総務管理事業	介護支援専門員等研修受講費助成事業	市内で従事する介護支援専門員を確保するため、資格の取得及び更新に係る研修受講費の助成を行います。	助成件数の更なる拡大をめざす。 目標:25件 目標についてはR6年度の実績見込み件数15件を基に、近隣市(尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三田市の要支援・要介護に占める介護支援専門員数の割合を参考に2.6%を設定。 参考:令和7年1月実績 川西市 2.4%、近隣市平均2.8%	4月:要綱改正(年度毎の要綱のため)、受付準備 5月:かわにしサポートナビにて受付開始を周知 6月:関係機関と連携し、助成対象となる介護支援専門員等の洗い出しを行う。なお、関係機関から情報提供を受けられない場合は、市独自に実態調査を実施の上、対象者を把握する。 7月～3月:その結果を基に所属する事業所に対して個別に勧奨する	→	4月:要綱の起案、チラシの作成等の受付準備	
10	福祉部	介護保険課	3.安心安全を備えた川西の実現	8.福祉	介護保険総務管理事業	介護保険総務管理事業	ケアプランデータ連携システム利用料補助	市内の介護サービス事業所の業務効率化を進めるため、ケアプランデータ連携システムの利用料を令和6年度から3年間に限り補助します。	導入事業所の更なる拡大をめざす。 目標:25%(本システムの対象となる事業所のうち実際に導入し活用している事業所の割合) ※目標についてはR6年度の実績見込み4.4%を基に設定。	4月:受付準備、かわにしサポートナビにて受付開始を周知 5月～3月:本システムの導入状況を毎月確認し、システムを導入している事業所に対して個別にアプローチする 6月:説明会の開催に合わせて、実際に本システムを導入し活用している市内の事業所の声を紹介する	→	4月:令和7年6月より、兵庫県において「ケアプランデータ連携システムフリーパスキャンペーン」が実施されるため、本事業の開始時期を検討	
11	福祉部	介護保険課	3.安心安全を備えた川西の実現	8.福祉	介護保険総務管理事業	介護保険総務管理事業	川西市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定	令和9年度からスタートさせる川西市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定に係るアンケート調査を実施します。	今後の施策の方向性を検討する上での参考資料となるよう市独自の設問を追加アンケート調査を実施する。 また、実施結果について年度末に開催予定の介護保険運営協議会にて報告する。	4月～5月:計画策定委託業務のプロポーザルの準備 6月:公募型プロポーザルの実施 7月:委託事業者の選定・契約 8月～9月:国から示されるアンケート案を確認する。 10月:委託事業者との協議、課内PTにて市独自の設問を追加し部内協議を行う。 11月:介護保険運営協議会にて、アンケート案の協議を行う。 12月:委託事業者によりアンケート発送準備 1月～2月:アンケート発送・回収、調査結果報告書の納品 3月:介護保険運営協議会にてアンケート結果を報告	→	4月:計画策定業務の委員依頼等プロポーザルの準備	